

# 更別村の一般廃棄物（木屑類・ボサ類）

## 処 理 計 画

（平成 2 1 年度から平成 2 5 年度）



更 別 村

## 【目 次】

- 1 . 本計画策定の趣旨
- 2 . 計画期間
- 3 . 対象品目
- 4 . 一般廃棄物（木屑類・ボサ類）の処理計画
- 5 . 一般廃棄物（木屑類・ボサ類）の収集又は運搬業の許可
- 6 . 一般廃棄物（木屑類・ボサ類）の処分業の許可
- 7 . 参考資料

## 更別村の一般廃棄物（木屑類・ボサ類）処理計画

### 1、本計画策定の趣旨

市町村区域内の一般廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）」第6条において処理計画の策定が、第6条2では市町村が処理計画に基づき一般廃棄物を収集運搬及び処理することが定められている。

また、第7条では一般廃棄物処理業について区域を管轄する市町村が許可することが定められている。

更別村の家庭や事業所から排出される一般廃棄物の減量・リサイクル及び収集・運搬・中間処理・最終処分については『更別村ごみ処理基本計画（以下「基本計画」という）』にその基本となる事項を定めている。

基本計画「第2章 第1節 第4項その他の一般廃棄物」では「工事、土砂採取、砂利採取により発生した抜根や木の枝、ボサ等」の処理について、北海道が設置許可した「破碎施設・選別施設の許可業者」に対し中間処理の許可を、また、収集運搬業者に対し収集運搬の許可していることを明記しており、本計画では、この一般廃棄物（木屑類・ボサ類）に関する処理計画を定めることとする。

### 2、計画期間

本計画の計画期間は、平成21年度を始期とする5年間とする。

但し、計画排出量（発生量）に大きな変動が生じる場合は、本計画を見直すものとする。

### 3、対象品目

本計画は、一般廃棄物の木屑類、ボサ類を対象とする。

#### 4、一般廃棄物（木屑類・ボサ類）の処理計画

- 1) これまでの発生量及び処理量※木屑類・ボサ類毎の数量  
・中間処理業者（テイー・ワイ）の受入・処理実績

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般廃棄物受入量	12,587t	10,195t	15,540t	11,953t	10,186t
木屑・ボサ処分量	7,500t	18,630t	20,500t	15,989t	9,979t
未処理在庫量	5,587t	12,398t	7,438t	3,402t	3,609t

- 2) 発生量の見込み（H21～25）

##### ① リサイクルセンター・一般

【平成21年度】 リサイクルセンター50t + 一般10t = 60t

【平成22年度】 リサイクルセンター60t + 一般10t = 70t

【平成23年度】 リサイクルセンター70t + 一般10t = 80t

【平成24年度】 リサイクルセンター80t + 一般10t = 90t

【平成25年度】 リサイクルセンター90t + 一般10t = 100t

##### ② 工事現場

【平成21年度】 工事現場 = 10,450t

【平成22年度】 工事現場 = 10,980t

【平成23年度】 工事現場 = 11,660t

【平成24年度】 工事現場 = 10,000t

【平成25年度】 工事現場 = 10,000t

※リサイクルセンター：センターの受入実績より推計。

※一 般：村内の事業所等の搬入実績より推計

※工事現場：道営（国営の排水路計画事業減少）及び村の道路工事の事業量、業者積算により推計。

3) 処理量の見込み (H21～25)

・中間処理業者(テイー・ワイ)の受入・処理

品目ごとの排出量、処理量並びに未処理在庫量を見込む。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
木屑受入量	60t	70t	80t	90t	100t
ボサ受入量	10,450t	10,980t	11,660t	10,000t	10,000t
<b>処理計画量</b>	<b>16,000t</b>	<b>16,000t</b>	<b>16,000t</b>	<b>16,000t</b>	<b>16,000t</b>
未処理在庫量	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t

5、一般廃棄物(木屑類・ボサ類)の収集又は運搬業の許可

法第7条第1項に基き、他の一般廃棄物と同様に「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。」を前提として許可を行なっている。

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は法令を遵守し、受入及び処理できる旨の承諾書を許可の条件としている。

6、一般廃棄物(木屑類・ボサ類)の処分業の許可

1) 法第7条第6項に基き、他の一般廃棄物と同様に「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」を前提として北海道が処理施設の設置許可した業者に対し許可を行なっている。

処分を業として行なう者は法令を遵守し、処理施設の処理能力が一般廃棄物処理計画(木屑類・ボサ類)に適合していることを許可の条件としている。

新たに一般廃棄物(木屑類・ボサ類)の処理許可申請する者に対しては、既に許可をしている者の処理計画の範囲以内であれば、村の努めが果たすことから(法第4条第4項「適正な処

理を確保する」) 許可はしない。

但し、既に許可しているものとは別の方式等によりリサイクルを図るなど、新たな見地から検討を要するものは、その検討結果による。

2) 処理施設については、法第8条による北海道の設置許可にあたり、村として施設内容、能力等に対し承諾するとともに、処理については施設整備、運営の近代化及び効率的な処理を行なうことを指示している。

3) (中間) 処理施設の概要等

① 木屑類の処理：破砕機の導入

現在の中間処理施設は、発酵分解菌を使用し攪拌復土等を行い処理するが、この工程は時間がかかるので、効率的な処理をするため破砕機を使用して木屑を分解処理することで処理時間の短縮が図られる。

また、破砕することで、堆肥化以外の用途（家畜の敷藁）等考えられることから積極的な取り組みを実施するとしている。

産業廃棄物処理施設（タブグラインダー84t／日）の機械であるが、一般廃棄物の破砕にも使用する。（リサイクル用途の拡大）

② ボサ類の処理：処理能力の強化

一般廃棄物の年次計画に基づく受入数量を適切に処理するため、また、未処理在庫を8,000t以下の目標とするには、処理能力が処理量5t／日を超える機械でなければならない。

ボサの振分け機械トロンメル（160t／日）の処理量は、年間22,400t（推定160t×140日）である。

③ 収集対象範囲及び収集運搬実施者

・ 収集対象：更別村内一円

- ・ 収集運搬実施者：更別村一般廃棄物収集運搬許可業者及び  
他市町村一般廃棄物収集運搬許可業者

#### ④ 一般廃棄物（中間）処理の工程

##### ア、木屑類

- (1) リサイクルセンター及び工事現場より受入
- (2) 一時選別
- (3) バックホーで小割
- (4) 堆肥化：EM菌・米糠・ピート糖蜜を入れ攪拌（1～2年）
- (5) 製品販売：販売許可十勝農務 3937号（平成11年3月29日）
- (6) 販売先：畑作農業者・野菜農業者・園芸業者・造園業者・  
一般家庭菜園・花卉栽培者・芝生栽培業者

##### イ、ボサ類

- (1) 工事現場より受入
- (2) 一時選別
- (3) 選別機、破砕機に投入  
浮遊選別（再生植土・笹、草等に分別）
- (4) 堆肥化、再生植土は再生植土として販売
- (5) 製品販売：販売許可十勝農務 3937号（平成11年3月29日）
- (6) 販売先：畑作農業者・野菜農業者・園芸業者・造園業者・  
一般家庭菜園・花卉栽培者・芝生栽培業者

#### ⑤ 一般廃棄物処理処分施設の概要と使用機械

##### ア、処理施設

- (1) すきとり物（木くず類）堆積場

更別村字更別東 11 線 230 番地 1 内 10,083 m<sup>2</sup>

更別村字上更別南 11 線 127 番地の内 7,694 m<sup>2</sup>

(2)すきとり物（ボサ類）堆積場

更別村字更別東 11 線 230 番地 1 の内 16,406 m<sup>2</sup>

更別村字上更別南 11 線 127 番地の内 7,694 m<sup>2</sup>

イ、使用機械

(1)更別北中間処理施設：バックホー 6 台 (0.7 m<sup>2</sup>)

(2)選別機：トロンメル 1 台 (160t/日)

(3)上更別中間処理施設：バックホー 2 台 (0.7 m<sup>2</sup>)

7. 参考：一般廃棄物処理業許可状況（平成20年12月1日時点）

許可番号	許可業者	業者住所	許可内容	許可日	許可期間
1	サンテクノ(株)	帯広市	収集運搬業 浄化槽汚泥・生活雑排水	H18, 5, 15	H18, 5, 20 H20, 5, 19
2	(有)更別企業	更別村	収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水	H20, 3, 15	H20, 4, 1 H22, 3, 31
3	(有)大樹清掃社	大樹町	収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水	H20, 3, 31	H20, 4, 1 H22, 3, 31
4	(有)更別運輸	更別村	収集運搬業 一般廃棄物家庭系・事業系ごみ	H19, 3, 26	H19, 4, 1 H21, 3, 31
5	(株)ティー・ワイ	更別村	中間処理業* 木屑・ボサ類・金属類	H19, 5, 25	H19, 6, 7 H21, 6, 6
6	(株)山内組	更別村	収集運搬業* 木屑・ボサ類・金属類	H19, 6, 1	H19, 6, 26 H21, 6, 25
7	(株)ティー・ワイ	更別村	収集運搬業* 木屑・ボサ類・金属類	H19, 9, 21	H19, 10, 8 H21, 10, 7
8	山口重機(有)	帯広市	収集運搬業* 抜根等	H17, 11, 11	H17, 11, 20 H19, 11, 19
9	加藤建設(株)	忠類村 (幕別町)	収集運搬業* 抜根・ボサ類	H17, 3, 11	H17, 3, 20 H19, 3, 19
10	三勝運輸(株)	帯広市	収集運搬業* 抜根・ボサ類	H20, 1, 25	H20, 2, 25 H22, 2, 24
11	佼成運輸(有)	帯広市	収集運搬業* 木屑・ボサ類	H19, 3, 15	H19, 4, 1 H21, 3, 31
12	(有)森砂利工業	忠類村 (幕別町)	収集運搬業* 剪定木・草木類・ボサ類	H19, 6, 11	H19, 6, 19 H21, 6, 18
13	(有)渡辺工業	広尾町	収集運搬業* 抜根・伐採木・ボサ類	H15, 8, 18	H15, 8, 18 H17, 8, 17

14	(有)更別運輸	更別村	収集運搬業* 剪定木・草木類・ボサ類	H19, 3, 26	H19, 4, 1 H21, 3, 31
15	環境整備工業(株)	帯広市	収集運搬業 浄化槽汚泥・生活雑排水	H16, 8, 4	H16, 8, 5 H18, 8, 4
16	(有)更別企業	更別村	収集運搬・中間処理業 廃食油・動植物性残渣	H20, 3, 11	H20, 4, 1 H22, 3, 31
17	(株)船戸開発工業	中札内村	収集運搬業 野菜屑	H17, 9, 7	H17, 9, 7 H19, 9, 6
18	(有)斎藤砂利工業	幕別町	収集運搬業* 刈草・スキ取り物	H18, 4, 5	H18, 4, 20 H20, 4, 19
19	山口興産(株)	帯広市	収集運搬業* ボサ類	H18, 9, 1	H18, 9, 1 H19, 8, 31
20	日工運輸(有)	帯広市	収集運搬業* ボサ類	H19, 3, 16	H19, 4, 1 H21, 3, 31
21	南十勝衛生社	大樹町	収集運搬業 し尿「自社仮設トイレ」・浄化槽汚泥・生活雑排水	H19, 11, 15	H19, 11, 20 H21, 11, 19
22	(株)カンキョウ	新得町	収集運搬 浄化槽汚泥・それらに類する廃棄物	H20, 4, 23	H20, 4, 23 H22, 4, 22

※許可番号は固定方式。「許可番号」欄に斜線があるのは欠番状態。

※一般廃棄物（木屑類・ボサ類）処理計画に係る許可は「許可内容」欄に\*印あり。

参考 2 : 浄化槽清掃業許可状況 (平成 20 年 12 月 1 日時点)

許可番号	許可業者	業者住所	許可内容	許可日	許可期間
1	(有)大樹清掃社	大樹町	浄化槽清掃業	H20, 3, 31	H20, 4, 1 H22, 3, 31
2	(有)更別企業	更別村	浄化槽清掃業	H20, 3, 31	H20, 4, 1 H22, 3, 31
3	サンテクノ(株)	帯広市	浄化槽清掃業	H18, 5, 15	H18, 5, 20 H20, 5, 19
<del>4</del>	環境整備工業(株)	帯広市	浄化槽清掃業	H16, 8, 4	H16, 8, 5 H18, 8, 4
5	南十勝衛生社	大樹町	浄化槽清掃業 (自社仮設トイレ)	H19, 11, 15	H19, 11, 20 H20, 11, 19
6	(株)カンキョウ	新得町	浄化槽清掃業	H20, 4, 23	H20, 4, 23 H22, 4, 22

※許可番号は固定方式。「許可番号」欄に斜線があるのは欠番状態。

※村内での業務実態(法第4条第4項「適正な処理を確保する」)がなければ許可をしない。